

令和7年4月～入院時食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から

入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金が変わるため、ご理解の程よろしくお願い致します。

■70歳未満

区分			食費(1食あたり)
一般(住民税課税世帯)			490円 → 510円
住民税非課税世帯	過去12か月の入院日数	90日以下	230円 → 240円
		91日以上	180円 → 190円

■70歳以上

区分			食費(1食あたり)
一般 (住民税課税世帯)	一般		490円 → 510円
	現役並み所得者		490円 → 510円
住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	過去12か月の入院日数	90日以下	230円 → 240円
		91日以上	180円 → 190円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)			110円(変更無し)